

第 2 2 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 7 年 5 月 1 4 日開会

令和 7 年 5 月 1 4 日閉会

米沢市農業委員会

令和7年5月14日（水）午前9時32分 米沢市農業委員会第22回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（17名）

1 番 小関善隆 委員	7 番 鈴木和義 委員	13 番 古畑功一 委員
2 番 我彦正福 委員	8 番 樋渡由美 委員	14 番 佐藤利夫 委員
3 番 山王堂民榮 委員	9 番 高山古典 委員	16 番 相田市三郎 委員
4 番 佐藤政和 委員	10 番 遠藤伊一 委員	17 番 伊藤俊浩 委員
5 番 宮崎雅文 委員	11 番 欠 員	18 番 鈴木晃子 委員
6 番 木村彰博 委員	12 番 橋本政美 委員	19 番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（1名）

15 番 長谷部吉雄 委員

農業委員以外の出席者（1名）

農 業 振 興 課 長 赤 木 博 幸

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	相 田 悦 志
事務局長補佐兼農地主査	宮 原 功
農 政 振 興 主 査	高 世 琢
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について |
| 報第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 議第5号 | 農業委員の辞任の同意について |

2. その他

- ・ 令和6年度業務報告について
- ・ 令和7年度基本目標（案）について

開 会 午前9時32分

高世主査 これより第22回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を4番 佐藤政和委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

いよいよ春作業が始まって田植もしている状況で、何かと忙しい中で、けがなどしないようにと。思い出すと、私も春先けがをしたということがありますので、気をもんで作業をしてけがをすることのないように、ひとつ気をつけたいと思います。

今日の新聞に出たかと思いますが、昨日議会があつて、正副議長が辞職願を出して、新しく投票で決めるということを行い、島軒純一議員が3度目の議長に選出されました。3度目というのはあまり例がないということですが、3度目の就任をしたと。そして古山悠生議員が副議長に選出されました。古山議員については米沢市農林業振興議員連盟の前会長ですので、いろんな農業分野についても一生懸命取り組んでいただいているということでもあります。島軒議員についても農協職員であったり、農業委員だったり、いろんな農業関係に明るい人でありますので、今後期待をしたいと思ったところであります。

今日の新聞見たんですが、日本で14,000トンほどアメリカの米を販売するというところで、各方面で民間輸入といいますか、それで販売をしているところが出てきているということで、値段も4キロの表示で2,000円台にしているようでありますけれども、5キロに直すと3,500円くらいで、大体備蓄米と同じような値段だということですが、いかにも割安のような印象を与える4キロの包装でやっているようであります。やっぱりそういうことが積み重なっていくと国産の米の消費が減ってきて、これから自給率もまた下がってきたり、あるいは農家への影響がかなり出てくるんじゃないかなという心配をしている状況であります。

本日も盛りだくさんの内容でありますので、スムーズな進行をよろしくお願いを申し上げます。大変ご苦労さまでございます。

高世主査 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は17名であります。遅刻通告は15番の長谷部吉雄委員1名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第22回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 樋渡由美委員、9番 高山吉典委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査

(挙手)

議 長

高世主査。

高世主査

議案等の訂正をお願いいたします。

議案書2ページ、報第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可処分について、開発許可が延期となったため取下げとなりましたので、削除して下さるようお願いいたします。

次に、議案書5ページ、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、の受理番号13号について、5月9日付で取下げとなりましたので、削除して下さるようお願いいたします。

また、2. その他、令和6年度業務報告について、のⅠ経過の概要と、令和7年度基本目標（案）について、のⅠ基本方針につきまして、先日の農事相談でのご指摘内容を踏まえ訂正しましたものを、本日机上にお配りしております。

議 長

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号1号から4号の計4件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田2筆 258.00㎡、畑8筆 1,187.92㎡、合計10筆 1,445.92㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林原野への転用です。利用状況は、平成2年頃より耕作していないものです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状

況は、平成7年7月25日付で農地法第5条の許可済です。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和41年頃より住宅敷地として利用しているものです。

受理番号4号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和53年頃には既に住宅敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号3号から6号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田18筆 42, 474. 00㎡、畑1筆 188. 00㎡、合計19筆 42, 662. 00㎡です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

取下げとなりました受理番号13号を除く受理番号11号から20号の計9件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田6筆 12, 710.00㎡、畑8筆 3, 413.00㎡、合計14筆 16, 123.00㎡です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号12号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号11号から20号を上程いたします。

(佐藤政和委員 挙手)

佐藤政和委員。

4番 佐藤です。11号と12号ですので、続けてご報告させていただい

てよろしいでしょうか。

それでは、受理番号11号、これは売買の案件です。所在、面積、申請人は記載のとおりです。受人の△△△△さんが現在耕作をしている田の中に、渡人の〇〇〇〇さんの田が76.00㎡ほどあり、昭和40年頃からこのような形で作付をしてまいりました。そのため、このままにしてはいけないということで、受人の△△△△さんが〇〇さんに、この田を売買してくれませんかと相談したところ、〇〇さんが快く引き受けていただいたということです。周りには迷惑をかけることは一切ないので、妥当かなと考えます。

続いて、12号も所在、面積、申請人は記載のとおりです。これも11号と同じく、△△△△さんの耕作している田の中に〇〇〇〇さんの田があり、売買の相談を〇〇さんに申し上げたところ、快く引き受けていただいたということです。何ら問題はないと考えますので、両方ともご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

続いて、14号。

(相田市三郎委員 挙手)

相田委員。

16番の相田です。議第1号 受理番号14号について調査結果を報告いたします。所在、地番、その他は記載のとおりであります。所有権移転の売買の申請であります。申請地は、受人の△△△△さんの自宅近くの前口公民館の南側に当たります。4月26日に△△さん宅に訪問して話を聞いてきました。渡人の〇〇〇〇さんからお願いされたそうです。4月30日に〇〇さんを訪問してお話を聞いてきました。〇〇さんの親から相続した農地で、実家が△△さんと隣組だったので、ぜひ△△さんに買っていただきたいとお願いした案件であります。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

続いて、15号。

(長谷部吉雄委員 挙手)

長谷部委員が出席しました。

どうも遅れて申し訳ございません。

15号についてですが、所在、地番、受人、渡人は書いてあるとおりです。こちらは〇〇〇〇さんの土地ですが、△△△△さんが作っていましたが、それを先ほど報第3号受理番号5号で報告のあった返却により、△△さんとの売買となりました。△△さんは自営業をしており、退職した後、野菜を作りたいということで、家の前にある農地を買うということになりました。特に

問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長

続いて、16号。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

1 3 番

おはようございます、13番 古畑です。16号と20号が私の案件ですので、2つ報告させていただきます。所在地、土地の表示、受人、渡人は記載のとおりです。

16号は、〇〇さんと△△△△さんの貸し借りということで、前から作っていたんですが、今回集積でなくて3条のほうに切り替わったということで、問題ないと思われます。

あと、20号を説明させていただきます。〇〇さんと△△さんの売買になります。こちら家つきの土地ということで、空き家の家と土地です。△△さんは、推進委員の亀田透さんの親戚でございまして、年何回か来てここで畑をしたいということですので、問題ないと思われます。推進委員の亀田さんが指導・協力するということですので、問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長

続いて、17号。

1 6 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 6 番

16番の相田です。議第1号 受理番号17号について調査結果を報告いたします。所在、地番、その他は記載のとおりであります。所有権移転の売買の申請です。申請地は、塩井を通っているフルーツロードの中間のところで、先月、受人の△△△△さんが〇〇〇〇さんから買った農地の両側のところにあります。4月5日に渡人の〇〇〇〇さんが、高齢になったので畑の管理ができないということで、△△△△さんにぜひ買っていただきたいと私に相談に来まして、私が△△さんをお願いした案件であります。奥さんの△△さんは既に愛菜館に野菜を出荷しており、また塩井の毘沙門朝市などに販売したいと考えており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

続いて、18号。

1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

長谷部委員。

1 5 番

18号、こちらでも売買の申請です。所在、受人、渡人は記載のとおりです。〇〇さんですが、高齢のため農業をされておらず、土地を手放したいということで、今作っている△△さんに買っていただくことになりました。間に行

政書士の〇〇〇〇さんも入っており、特に問題ないと思われます。よろしく
お願いします。

議 長 続いて、19号。
9 番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 高山委員。

9 番 9番 高山です。受理番号19号についてご報告いたします。所在、地番
等は記載のとおりです。△△さんの自宅の北側に〇〇さんの畑がありまして、
△△さんが購入したいということで、行政書士〇〇〇〇さんが間に入り、売
買という形になっております。購入後は野菜を栽培したいということであり
ました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号11号から20号について、意見並びに質
問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号11号から20号について許可することに異議ありま
せんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題と
いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。次のとおり、農
地法第4条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員
会に付議します。

受理番号1号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田
1筆 52.00㎡、畑3筆 131.75㎡、合計6筆 183.75㎡
です。

受理番号1号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載
のとおりです。転用事由は、住宅敷地の拡張のためです。こちらは集落接続
の第1種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 木村委員。

6 番 6 番の木村です。受理番号 1 号について調査結果をご報告いたします。農地を転用する申請です。申請人、必要事項につきましては議案書に記載のとおりです。場所は、窪田町にある沖政宗の会社の南側にあります。行政書士の△△さんにお話をお聞きしました。申請地は、申請人の〇〇さんのご実家で、〇〇さんが相続した農地だそうです。長年休耕していて、幅も狭く細長い土地であるため耕作が難しく、〇〇さんも栃木県にお住まいということで、風雪を防ぐ植林と冬場の雪捨て場にしたいということでした。現地も確認して、周辺農地にも影響がないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 1 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号 4 号から 7 号の計 4 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田 2 筆 7 4 7. 0 0 m²、畑 3 筆 4 9 9. 0 0 m²、合計 5 筆 1, 2 4 6. 0 0 m²です。

受理番号 4 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△ 外 1 名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第 1 種農地です。

受理番号 5 号 渡人 〇〇〇〇 受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第 2 種農地です。

受理番号 6 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第 1 種農地です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をしてください。
それでは、受理番号4号から7号を上程いたします。

1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

1 5 番 受理番号4号について説明します。所在、受人、渡人は記載のとおりです。渡人の○○○○さんと受人の△△△△さんは親子であり、畑を転用して、家を建てる予定でいます。特に周りの農地もなく、用水路などにも影響ないようでした。事前着工もなかったので、問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議 長 続いて、受理番号5号。

7 番 (鈴木和義委員 挙手)

議 長 鈴木委員。

7 番 7番 鈴木です。5号、6号、2つ一緒に報告させていただきたいと思えます。

まず初めに5号、所在地、申請人等は議案書のとおりです。△△△△さんに面会、行政書士に電話での確認及び現地確認したところ、何も問題ないかと思われます。

次に6号についてですが、これも所在地、申請人等は議案書のとおりです。○○○○さんと行政書士と現地確認したところ、何も問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、7号。

4 番 (佐藤政和委員 挙手)

議 長 佐藤政和委員。

4 番 4番 佐藤です。所在、面積などについては記載のとおりです。渡人と受人の関係は、祖父と孫という関係です。場所については、○○○○さんの自宅のちょうど前になっております。住宅を建てるということでの5条の申請です。5月7日に調査してきまして、事前着工もなく、周りにも迷惑をかけることはない判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号4号から7号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号4号から7号について、許可することに異議ありません。

んか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、
は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議 長 宮原補佐。

宮原補佐 議第 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表について、は去る 4 月 3 0 日開催の活動計画作成委員
会でご確認いただき、先日の農事相談で皆様にもご確認をいただいていると
ころです。つきましては、この内容で公表及び県を經由し国へ報告すること
について承認を得るため、委員会に付議いたします。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について、は原案のとおり承認することに
異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の
推進の状況その他事務の実施状況の公表について、は原案のとおり承認する
ことに決定いたしました。

次に、議第 5 号 農業委員の辞任の同意について、を議題といたします。
議題の内容について、事務局の説明を求めます。

高世主査 (挙手)

議 長 高世主査。

高世主査 議第 5 号 農業委員の辞任の同意について。農業委員会等に関する法律第
1 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 1 日付農振第 2 5 号で米沢市長
より農業委員の辞任の同意について諮問がありましたので、その答申のため
に委員会に付議いたします。

なお、本日は米沢市の担当部局であります産業部農業振興課職員の出席が
ありますので、赤木農業振興課長が諮問の事由等をご説明いたします。

赤木課長 (挙手)

議 長 赤木農業振興課長。

赤木課長

おはようございます。農業振興課長の赤木です。よろしくお願いいたします。
す。

私から、今般の諮問の事由等についてご説明をいたします。

辞任の同意について委員会にお諮りした農業委員の方は、議案書記載の議席番号 11 番 江口益美委員でございます。辞任は、令和 7 年 4 月 11 日に米沢市長宛てに届出があったもので、辞任の理由は一身上の都合ではございますが、ご本人は、本年 3 月末をもって委員の推薦母体でありました米沢平野土地改良区の理事を辞任されており、従来の職責を担うことが難しくなったためとお伺いしてございます。このことから、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、今般、辞任の同意について農業委員会にお諮りしているもので、農業委員会からの答申をいただきました後は、内部で事務処理を経て辞任となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

相田局長

(挙手)

議長

相田局長。

相田局長

それでは、私から農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定と、本議案の処分等についてご説明をいたします。

本条文につきましては、委員等の辞任に係る規定でございまして、条文は「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」とされているところです。なお、江口委員からは本委員会会長宛てにも同日付で辞任の届が出されてございましたので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

次に、本議案の処分についてですが、米沢市長より農業委員の辞任の同意についての諮問がございましたので、本件辞任の同意についてご審議の上、同意の裁定をお願いいたします。その結果を本農業委員会の答申といたしまして、米沢市長宛てに答申書を提出する答申案件になるわけでございますが、本件辞任によりまして農業委員 1 名の欠員が生じますことから、農業委員の補充選任につきましても協議をいただきまして、その結果を先の同意の答申に意見として付帯することも含めまして、併せてお諮りしたいと考えますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、ただいま相田事務局長から説明のあった本件の議事運営についてをお諮りいたします。相田局長の説明のとおり、まず、本件辞任の同意について審議の上、裁定を行った後に、辞任により生じる農業委員の欠員に対する補充選任について協議の上、意見等あれば答申に付帯するか否かを含め、本議案の審議を進めたいと考えますが、ご異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、本件の議事運営について、先のとおり議案の審議を進めます。

なお、本総会を適宜、協議会に切り替え協議を行うことといたしますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、まず本件辞任の同意について裁定するため審議を行います、先の当局等の説明について意見並びに質問はありませんか。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 1 3 番 古畑委員。

1 3 番 1 3 番 古畑です。先ほど当局等から説明がありましたが、辞任届が出された江口委員は土地改良区の推薦委員で、土地改良区の副理事長も務められ、3月末をもって勇退されましたので、土地改良事業や水利に関すること、そして土地改良区との連携役として特に担っていただいた部分を引き続き担うことができないとのことで、辞任についてはご自身でも重々お考えになったことと思われま。また、私自身も以前、農協からの推薦委員でありまして同じような立場でしたので、理由を十分理解できますので、今回の辞任については本人の考えを尊重し、当然同意すべきと考えております。また、今後農協や土地改良区の組織推薦の農業委員については、推薦元の役員の任期の関係で同様のことが考えられますが、その際にも同様に取扱いをすべきではないかと考えています。よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいま13番の古畑委員から辞任に同意すべき旨の意見がありましたが、皆さん、他に意見、質問等はございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、本件の辞任の同意について、同意することに決定し、米沢市長に答申することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、本件辞任の同意について、同意することに決定し、米沢市長に答申することに決しました。

続いて、辞任により生じる農業委員の欠員に対する補充選任について協議を行います、協議内容の整理も含め、定例総会を暫時休憩し、協議会に切り替え協議を行いたいと思います。

なお、これより先については、本日の議案説明に参集した米沢市の産業部農業振興課職員については退席を許可したいと考えますが、皆様ご異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、ここで定例総会を暫時休憩し、これより協議会を開催し、

辞任により生じる農業委員の欠員に対する補充選任について協議を行います。

なお、本日参集いただきました米沢市の赤木農業振興課長については、以上で退席を許可します。大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(赤木課長 退室)

議 長 これより、協議会へ移行いたします。

(協議会)

議 長 それでは、以上で協議会を閉じ、定例総会を再開します。

(総会)

議 長 ただいまの協議会での協議結果について、確認のため事務局から報告願います。

高世主査 (挙手)

議 長 高世主査。

高世主査 ただいまの協議会での結果を、確認のためご報告いたします。

協議の結果、先に決定した答申書に、1つ、本件辞任により農業委員に欠員が生じることから、補充選任を行うこと。2つ、辞任の農業委員は土地改良区より推薦があった者のため、同様に市内土地改良事業に精通し、見識を持った者が補充選任されるよう申し添えます。以上の2点の内容を意見として付帯することと決定されました。

なお、今後、答申書の内容、体裁に細やかな調整等必要になった際には、その内容について会長に一任いただくことが併せて確認されたところです。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの事務局報告の協議結果の内容について、意見並びに質問等はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、先に決した辞任の同意に係る米沢市長への答申に、ただいまの協議結果の内容を意見として付帯し、併せて確認の内容についても異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 農業委員の辞任の同意について、は先に決した辞任の同意に係る米沢市長への答申に、ただいまの協議結果の内容を意見として付帯することに決定いたしました。

なお、今後、答申書の内容、体裁に細かな調整等必要になった際には、その内容について当職に一任いただくことを併せてご承知おきください。

以上で、1の提出議題についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

令和6年度業務報告について、と、令和7年度基本目標（案）について、はいずれも来月開催の定期総会へ上程が予定されている議案の内容の承認となります。関連もありますので、一括して事務局へ内容の説明を求めた後に、先日の農事相談での検討結果を各代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催し、協議、調整の上、裁定を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、そのように進めます。

それでは、令和6年度業務報告について及び令和7年度基本目標（案）について、の説明を事務局に求めます。

高世主査
議 長
高世主査

（挙手）

高世主査。

令和6年度業務報告について及び令和7年度基本目標（案）について、の説明をいたします。

先日農事相談の折に誤りをご指摘いただきました令和6年度業務報告と令和7年度基本目標（案）を訂正して配付させていただいたところです。訂正内容は、業務報告は作況指数の削除、基本目標（案）では年を年度にさせていただいたものです。

内容については、特にご質問等がほかにはございませんでしたので、このように進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

それでは、第一ブロックから順に報告をお願いいたします。

（遠藤伊一委員 挙手）

10番 遠藤委員。

10番の遠藤です。過日の農事相談の折に、令和6年度の業務報告と令和7年度の基本目標について、中身を精査しました。いろいろ事務局の方も文章大変ご苦労さまでしたということを最初に申し上げます。

今回、訂正分としていただいた文章については、私個人としてはいいのかなと思っており、削除したものについては第一ブロックがよしと言ったわけでありますので、いいのかなという感じで、個人としては思っておりますので、業務報告の概要、あと中身についてはこれで定期総会に上程してもいいのかなと思っております。

あと、令和7年度の基本目標についてですが、基本方針については、原案どおり何も問題なかったように思います。内容についても、令和7年度の基本目標でありますので、この基本目標に向かって農業委員、推進委員、一生懸命頑張っていかなくちゃいけないと思いますので、第一ブロックとしては

そういう結果でありましたので、よろしく願いいたしたいと思います。

議 長

続いて、第二ブロック。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

1 3 番 古畑委員。

1 3 番

1 3 番 古畑です。この間の農事相談で話し合いまして、令和6年度業務報告において経過の概要がちょっと違うのではないかと指摘しまして、さっき事務局も言われましたけれども、作況指数の表示内容が間違っということと訂正をお願いしたところでした。今日いただきました内容で、よろしいんじゃないかと第二ブロックは思っております。

7年度の基本目標のほうもこの間確認しましたが、問題はないので、あとは細かいところは事務局に任せるということで、第二ブロックの報告は以上です。

議 長

続いて、第三ブロック。

1 4 番

(佐藤利夫委員 挙手)

議 長

1 4 番 佐藤利夫委員。

1 4 番

1 4 番 佐藤です。第三ブロックのほうも先日の農事相談で協議させていただきました。その結果ですけれども、6年度の業務報告と7年度の基本目標につきまして、何も異論が出ませんでしたので、この議案でよろしいかと思ひます。ただ、今年から定期総会が年度で開催されますので、年度の「度」を記入漏れのないようにお願いしたいと思ひます。

以上です。

議 長

それでは、各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休憩し、ただいまより開催の協議会において協議をいたします。

議 長

それでは、協議会へ移行いたします。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

議 長

ただいまの協議会で協議、調整した内容について、事務局より報告をお願いします。

高世主査

(挙手)

議 長

高世主査。

高世主査

ただいまの協議会で協議、調整された内容についてご報告いたします。

ただいま協議した内容でございますが、令和6年度農業委員会業務報告の中で、「年」の表記を「年度」とすること、それから経過の概要でございますが、中段の「猛暑が続く黄桃や米をはじめとする」というくだりを、「黄

桃」を「サクランボ」に変えるということで訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

それでは、令和 6 年度業務報告について及び令和 7 年度基本目標（案）について、は、ただいまの事務局報告のとおり、協議会での協議内容を反映及び調整した上で、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定期総会の議案として上程することで承認していいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、その他の令和 6 年度業務報告について及び令和 7 年度基本目標（案）について、は、事務局報告のとおり、協議会での協議内容を反映及び調整した上で、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定期総会の議案として上程することを承認いたしました。

続いて、皆様から何かご発言等はございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

皆さんからないので、2 のその他を終了し、以上で本日の第 2 2 回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前 1 0 時 3 8 分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年5月14日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

高山 吉典